

最低制限価格及び低入札調査基準価格等の改正について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 第 1 項、同条第 2 項並びに二本松市財務規則（平成 1 7 年二本松市規則第 3 6 号）第 1 1 3 条の規定に基づく最低制限価格及び低入札調査基準価格等について、次のとおり見直します。

1. 改正内容

(1) 最低制限価格の算出方法

① 建設工事

中央公共工事契約制度運用連絡協議会における「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の考え方を参考に算出した基準価格に、入札案件ごとに予定価格決定権者がその都度定める係数を乗じて算出します。

② 業務委託

国土交通省大臣官房長通知「予算決算及び会計令第 8 5 条の基準の取扱いについて」の考え方を参考に算出した基準価格に、入札案件ごとに予定価格決定権者がその都度定める係数を乗じて算出します。

(2) 低入札調査基準価格等の算出方法

中央公共工事契約制度運用連絡協議会における「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の考え方を参考に算出した基準価格に、入札案件ごとに予定価格決定権者がその都度定める係数を乗じて算出します。

2. 最低制限価格及び低入札調査基準価格等の公表

最低制限価格及び低入札調査基準価格等の設定方法及び金額については非公表とします。

ただし、最低制限価格を下回ったことにより失格となった入札者及び失格となった入札者の入札金額については、入札結果書で公表します。

3. 最低制限価格及び低入札調査基準価格等の設定の表示

最低制限価格及び低入札調査基準価格等を設定した入札案件である場合は、その旨を入札公告（指名競争入札の場合は指名通知）に記載し、入札参加者へ周知いたします。

4. 最低制限価格等の対象となる工事等

① 最低制限価格

予定価格決定権者が、個々の契約案件の発注内容を総合的に考慮し、前号に掲げる目的を果たすため最低制限価格の設定が特に必要と判断した工事又は建設工事に係る業務委託について最低制限価格を設定します。

② 低入札調査基準価格等

制限付一般競争入札に付すべき建設工事のうち、設計金額が5千万円以上で市長が必要と認める建設工事について低入札調査基準価格等を設定します。

5. 適用開始時期

令和2年4月1日以降に公告する案件より適用します。